

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	13	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」という。）は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の2%（特例分）の損金算入が認められている。 本税制措置の適用期限を令和10年3月31日まで3年間延長する。 ・特例措置の内容 火災等共済組合等が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入する措置の延長が認められた場合、法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の5、同施行令第33条の2において措置された場合、国税との自動連携を図る。）		
関係条文	地方税法第23条第1項、同法第72条の23第1項、同法292条第1項 租税特別措置法第57条の5、同法施行令第33条の2		
減収見込額	[初年度]	- （ ▲ 9 ）	[平年度] - （ ▲ 9 ） (単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]	-	
要望理由	（１）政策目的 火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者（中小企業者）に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者（中小企業者）が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。 ※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等（風水害等の自然災害を含む）による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。 （２）施策の必要性 火災等共済組合等は、火災共済の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、異常災害に対して円滑かつ確実に共済金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立てを行っている。 現行の租税特別措置法（特例）では、火災等共済組合等が積み立てている異常危険準備金のうち、正味収入共済掛金の2%の損金算入が認められている。しかしながら、平成30年に発生した自然災害（西日本豪雨、台風等）により異常危険準備金を大幅に取崩し、また、それ以降も自然災害（豪雨、台風、雪災等）の激甚化・頻発化や物価高等の影響により共済金支払いが増大しており、異常危険準備金の取崩しを余儀なくされ、その積立残高は低水準となっている。いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。 ※ 損害保険会社との比較では、火災等共済組合等は契約対象者を中小企業者に限定していること、火災等共済組合については事業地域をその所在する都道府県域内に限定していること等に差異があり、結果として異常災害が多発した場合にはリスク分散が十分に効かない場合がある等の理由から、共済金支払能力が脆弱になりうるリスクを抱えている。このため、発生時期・被害規模の予測が困難な異常災害の発生時においては、共済金の円滑な支払いに支障をきたす可能性がある。 本要望は、円滑かつ確実な共済金支払いを確保する観点から、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促し、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、中小企業者の発展に資す		

	るものであり、必要不可欠な制度である。
本要望に 対応する 縮減案	－

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体の再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。
		政策目標の達成状況	異常危険準備金の取崩しにより、頻発した異常災害の被災者（中小企業者）に対して円滑かつ確実に共済金支払いが行われた。なお、これにより、積み立てていた異常危険準備金のうち258百万円（前回要望時の令和3年度から令和5年度までの本措置による無税積立分の合計。本特例措置以外の積立の取崩しも含めると2,626百万円）が取り崩されたため、本措置以外の積立額を含めても低水準の積立残高となっている。 【異常危険準備金の積立残高の推移】 平成29年度 9,515百万円 平成30年度 6,381百万円 令和元年度 5,409百万円 令和2年度 5,358百万円 令和3年度 4,907百万円 令和4年度 4,168百万円 令和5年度 4,610百万円 ※出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度見込 3団体 令和7年度見込 3団体 令和8年度見込 3団体 令和9年度見込 3団体 ※出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年）

		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置でもって、火災等共済組合等に対して異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、その積立残高を早期に回復させ、必要な残高を確保・維持することで円滑かつ確実な共済金支払いを可能とし、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなるため有効である。 各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。 また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものであり、異常危険準備金の積立残高の早期回復に寄与する手段として有効である。 令和6年度見込 19,973万円（そのうち本措置9,744万円） 令和7年度見込 22,654万円（そのうち本措置11,091万円） 令和8年度見込 22,753万円（そのうち本措置11,148万円） 令和9年度見込 22,852万円（そのうち本措置11,205万円） ※出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。 また、本措置における損金算入の特例2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の45%（協同組合連合会にあっては60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。 ○適用対象団体数が4団体と僅少であることについて 火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に44団体であるが、このうち41団体（火災等共済組合）は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うこととしていることから、異常危険準備金の積立ては当該協同組合連合会において行っている（そのため、上記の適用団体数は1団体としてカウントしている）。なお、残る3団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立てていることから、本措置の適用対象団体となっている。 したがって、実質的に4団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【直近事業年度損金算入額、適用団体数（地方税減収額）】 令和元年度 85 百万円 適用団体数 3 （減収額 8 百万） 令和2年度 88 百万円 適用団体数 3 （減収額 7 百万） 令和3年度 88 百万円 適用団体数 3 （減収額 7 百万） 令和4年度 93 百万円 適用団体数 3 （減収額 7 百万） 令和5年度 93 百万円 適用団体数 3 （減収額 7 百万） ※出典：火災等共済組合等からの報告値。減収額は推計。 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税 589,425 千円の内数 事業税 5,052,052 千円の内数 市町村民税 3,536,552 千円の内数 特別法人事業税 5,964,319 千円の内数 ※令和4年度適用状況
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	異常災害が発生した場合にも、火災等共済組合等が共済金を円滑に共済利用者に支払えるよう、火災等共済組合等の異常危険準備金の早期積立てに寄与するものであり、有効である。なお、本措置の適用実績は上記のとおりであり、積極的な異常危険準備金の積立促進に寄与している。
	前回要望時の達成目標	異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92 億円）以上を積み立て、これを維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	異常危険準備金の額（積立残高）は、令和5年度末時点で4,610 百万円となっているが、これは平成30年に発生した自然災害（西日本豪雨、台風等）により大幅に取崩し、それ以降も自然災害（豪雨、台風、雪災等）の激甚化・頻発化や物価高等の影響により共済金支払いが増大しており、毎年のように取り崩しが発生していることによるものである。 火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるため、本措置により、引き続き異常危険準備金の早期積立て促す必要がある。
これまでの要望経緯		昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 協同組合連合会についても適用（積立率7%） 昭和53年度 積立率6% 昭和55年度 積立率4.5% 昭和57年度 積立率4% 昭和59年度 積立率2.5% 平成5年度 5年間の延長（積立率5%（本則2.5%）） 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長（積立率4%（本則2%）） 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長 令和4年度 3年間の延長